

令和5年度（2023年度）

第1回東海市上下水道運営審議会会議録

（令和5年（2023年）9月29日開催）

令和5年度（2023年度）第1回東海市上下水道運営審議会会議録

1 開催日時 令和5年（2023年）9月29日（金）

(1) 開会 午前9時30分

(2) 閉会 午前11時00分

2 開催場所

東海市役所 501会議室（5階）

3 議事

(1) 市民憲章唱和

(2) 市長あいさつ

(3) 委員自己紹介

(4) 事務局職員紹介

(5) 会長選出

(6) 諮問

(7) 審議事項

4 出席委員

水谷満広、久野三賀、下村厚子、秋山和子、谷口庄一、沼澤恒一郎、寺島里美、
大倉将之

5 欠席委員

向井厚子、大村景子、新海博行

6 事務局出席者

副市長 稲吉豊治、水道部長 小林きよみ、経営課長 森本誠二、下水道課長 西
野貫喜、経営課主幹 田中直樹、経営課統括主任 平野絵美、経営課主任 知崎道
子、下水道課統括主任 石田真吾、下水道課主任 青山峻己

7 公開、非公開の別

公開

8 傍聴者数

0人

9 議事内容

(経営課主幹)

定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第1回東海市上下水道運営審議会を開催いたします。

本日の審議会は、公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして市民憲章の唱和を行います

(出席者一同)

(市民憲章唱和)

(経営課主幹)

はじめに東海市下水道事業管理者である東海市長から御あいさつを申し上げます。

(市長)

(あいさつ)

(経営課主幹)

本日は委嘱後初めての上下水道運営審議会となりますので、委員の皆様より本日の資料の委員名簿の順に自己紹介をお願いします。

(各委員)

(自己紹介)

(経営課主幹)

それでは、本日出席しております事務局側の市の職員を紹介させていただきます。

(事務局職員あいさつ)

(経営課主幹)

それでは審議事項に入ります前に会長の選出を行います。会長が選出されるまでの間、市長が仮の議長を務めますのでよろしくお願いいたします。

(市長)

ただいま司会者から説明がありましたように、会長が選出されるまでの間、議事の進行をさせていただきますので、御協力をお願いします。

会長の選出につきましては、審議会条例第5条第1項の規定により、委員の互選により定めることになっております。

互選の方法につきまして、御意見がございましたら御発言をお願いいたします。

(秋山委員)

指名推薦でお願いします。

(指名推薦で異議なし)

(秋山委員)

会長には、人格、識見とも優れており適任と思われ、谷口庄一委員を推薦します。

(市長)

ただいま、秋山委員から指名推薦で谷口庄一委員を会長にとの御発言がありました。ほかにございませんか。

ほかにないようでございますので、谷口庄一委員を本審議会の会長になっていただくことに、御異議はございませんか。

(異議なし)

全員異議なしと認め、会長は、谷口庄一委員に決定いたしますので、よろしくお願ひします。

谷口庄一委員、会長の席へお願ひします。それでは、谷口庄一会長から御就任の御あいさつをいただきます。

(会長)

(あいさつ)

(経営課主幹)

続きまして会長職務代理者の指名をお願いします。

(会長)

職務代理者は、審議会条例第5条第3項の規定により、「会長があらかじめ指名する」ことになっておりますので、私から指名させていただきます。

職務代理者には、人物、学識経験とも卓越した、水谷満広委員を指名させていただきます。

水谷委員には、職務代理者席へ移動をお願いします。それでは、水谷満広委員から御あいさつをいただきたいと思ひます。

(職務代理者)

(あいさつ)

(経営課主幹)

それでは、下水道事業管理者である市長から、会長に諮問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

(市長)

(諮問文を読み上げ、会長に渡す)

(経営課主幹)

ここで、市長は公務のため退席させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、ただいまから谷口会長に議事進行をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(会長)

続きまして、本日の審議事項 「下水道事業の経営状況について」を審議してまいりたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

ただいまから、事務局が資料に基づき説明をいたしますが、始めに皆様に御了解をいただきたいと存じますが、本日は資料の説明のみにとどめさせていただきます、そのあと今回説明したものについて質問をお願ひしたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

それでは、事務局から説明をお願ひします。

(経営課主幹)

それでは、始めに副市長から一言申し上げます。

(副市長あいさつ)

次に全体のスケジュールの説明を致します。本審議会は全5回を予定しております。

続きまして、下水道事業の経営について説明を行います。

(経営課統括主任)

(資料に基づき説明)

(会長)

ただいま事務局から下水道事業の経営状況についての説明がありましたが、何か御不明な点がありましたら、御質問ください。

(大倉委員)

9ページの下水道使用料区分の臨時使用、一時使用とはどのような意味ですか。

(経営課統括主任)

臨時使用は一時的に清掃等で使用するものです。

(下村委員)

現行単価に（税抜）と記載があるが、どのような税ですか。

（経営課統括主任）

消費税で10%です。

（会長職務代理者）

なぜ公共料金に税金が発生するのですか。

（経営課統括主任）

サービスの対価として消費税の対象であるという考え方です。

（会長職務代理者）

サービスの対価としての消費税というのは理解がしやすいと思いますが、我々市民の立場から見ると行政サービスに課税されるのは抵抗感があります。

（下村委員）

以前からずっと課税されているのですか。

（経営課統括主任）

消費税の対象となつてからは徴収しています。

（会長）

国へは何パーセント支払っているのですか。

（経営課統括主任）

消費税は事業者として半田税務署にそのまま納めています。

（会長職務代理者）

事業として運営するにあたって、経営の収支のバランスが崩れているので今回見直しが必要ということでしょうか。

（経営課統括主任）

そのとおりです。

（会長）

汚水処理費の内訳を教えてください。

（経営課統括主任）

維持管理費及び資本費となります。

（会長）

職員の人件費は含まれていますか。

（経営課統括主任）

水道部の職員の人件費は維持管理費に含まれています。

(会長)

何パーセントが人件費ですか。

(経営課統括主任)

手元に資料がないので正確には答えられませんが、維持管理費の中ではそこまで大きくありません。

(会長)

支出の内訳が円グラフなどで示していただけると、いろいろなアイデアが出てくるのではないのでしょうか。

(経営課統括主任)

次回提示します。

(会長)

19ページの使用料改定の必要性についての節水型設備の普及拡大や節水意識の定借とありますが、資源を使わないことがマイナスに働いているということでしょうか。

(経営課統括主任)

下水道事業だけ取り出すと、使用料が減るのでそのようになります。

(会長)

この部分の説明は難しいと思います。節水をしましょうという中で、下水については使ってくださいというのは理解が難しい。ガソリンも一緒に車の燃費が良くなると、ガソリンスタンドの経営が苦しくなります。また、物理的に、下水道は自然流下となっているので、一定の水量がないと詰まってしまう。人口が減ると当然一人当たりの使用水量は減ります。節水型設備は流せば我々の目からは消えますが、そこから先が詰まってしまうという矛盾を抱えているのが、下水道事業の難しいところです。

(会長職務代理者)

浄化センターの人員が十数名いらっしゃいますが、使用量が減ることで人員数が適正かどうかということになってきます。人件費の圧縮というところが着眼点になります。また、37円の差額分がどのような着地点となるのでしょうか。一回で差額を詰めるのか、複数回に分けて段階的に差額を詰めるのかということで、皆さん

の考え方が変わってくると思います。そこはどのようにとらえたらいいのでしょうか。

(経営課統括主任)

最終目標は37円で少ないように見えてしまうのですが、皆様にご負担をいただいているので2か月に一度ではありますが負担になってしまうので、段階的に損失額を減らしていければと考えています。

(下村委員)

いままではどのように改定してきたのでしょうか。

(経営課統括主任)

平成9年から同じ単価です。平成14年で審議をしましたが、使用料の改定はしませんでした。

(大倉委員)

当時は経費回収率100%だったのでしょうか。

(経営課統括主任)

当時は特別会計でしたので、経費回収率の考え方はありませんでした。令和2年度から公営企業会計に変わっています。

(大倉委員)

18ページの他自治体の経費回収率を見ると、100%を超えていないのですが、100%を超えることは構造的に可能なのでしょうか。

(経営課統括主任)

本市と同じように100%を超えていない自治体は150円のラインを超えていません。本市と同様に150円に満たない部分を損失として計上しているか、他の収入から補填していると考えられます。経費回収率100%を超えると、汚水処理原価を使用料単価を超える状態となります。一般会計から負担してもらっている間は経費回収率100%を超えることは難しいと思います。

(会長職務代理者)

豊橋市の経費回収率が突出して高いのはなぜでしょうか。

(下水道課長)

推測ではありますが、人口が多いためではないかと考えられます。

(会長職務代理者)

人口は三十数万人で戦後から人口は変わってないと記憶していますが、経費回収率115%と突出しているのです、参考の事例として聞いてみてもよいのではないのでしょうか。

(経営課統括主任)

調べて次回提示します。

(会長)

一つはどうすれば損失が圧縮していくのかという具体的な方策を市民に示す必要があることと、もう一つは加速度的に資源を大切にするという意識が定着している中で、人口は増えないので使用水量が減るわけですので、今の設備で足りない部分を補うのではなく、未来への投資だという説明をすればわかりやすいのではないのでしょうか。現状の設備で足りない部分を補填してほしいというのは受け入れがたいのではないのでしょうか。

(下水道課長)

平成2年から浄化センターの運用を開始していて、コンクリートの構造物や機械設備、電気設備等には耐用年数がありますので、入れ替えが発生してきます。入れ替えには費用が必要になってきます。

(会長)

例えばマンション住まいの方たちは積立金があり、総会で説明を受けて機器の更新のたびに説明があります。そのような視点で説明した方が受入れやすいのではないのでしょうか。

(会長職務代理人)

現在の説明では一方通行です。みなさんも市民でいらっしゃるのです、市民側の観点もあると思いますので、人口は減り節水型の設備等になってくるので使用量は減るので、そのギャップをどのように埋めるかということ、単年度ではなく中長期的に考えていかないと納得するのは難しいと思います。電気代やガソリン代があがっている上に、値上げの話はつらいのですが、必要があるということ、市民の方にご理解いただくには、中長期的な説明が必要ではないのでしょうか。113円に対して37円は決して安い金額ではないと思っています。上昇率は高いと思いますので、説得材料が必要だと思います。

(会長)

本日の説明は現状の把握という点ではよかったと思います。中長期的な視点の資料がないので、今の段階では判断は難しいと思います。企業であれば事業計画で中期計画と長期計画があって、5年後10年後先に産業構造や収益構造が変わる中で収益や設備投資等の収支バランスをどのようにするかという説明が必要だと思います。次回、中長期的にどうなるかを下水道事業がどうなるのかを説明していただきたいです。

(経営課統括主任)

次回説明します。

(会長)

企業であれば納得するサービスを提供する必要があると思います。下水道の必要性はわかっていらっしゃると思うので、納得する説明が必要だと思います。

(会長職務代理者)

サービスの提供という意味で、赤字を出さないような中長期的な戦略が必要だと思います。使用量が減る中で現状を維持していくには1 m³単価を上げていくのか事業モデルとしてクリアできる施策がとれたらと思います。

(下村委員)

つまりは値上げをしたいということでしょうか。37円を値上げするのは一年で値上げをするのか、一年に一円をあげるのか、今後は少子高齢化が進んでいく中で、値上げをしていくということでしょうか。予定では現行のままではないということでしょうか。どのように値上げをしていくのかということをお聞かせいただくとわかりやすいと思います。

(会長職務代理者)

値上げの際に一般会計の繰入金の使い方が有効になるという考え方もあるのではないのでしょうか。

(会長)

少子高齢化で人口で割って料金が決まっているものは、料金を上げざるを得ません。今の設備で、今のサービスをやろうと思うと難しいのではないのでしょうか。東海市モデルというものを示してはいかがでしょうか。値上げは仕方ないことかもしれませんが、納得のいくお金の使い方になっているかどうかということだと思います。

(秋山委員)

他市と汚水処理原価の差があるのはなぜでしょうか。

(下水道課長)

各市町で汚水を処理する方法が異なっていたり、管渠の長さや市街化区域が集まっている等の地理的なことによって維持管理の費用が異なっています。東海市は東海市の中だけで処理をする単独下水であるが、東海市、知多市、常滑市以外の半田市のようないろんな市町を含んだ流域下水道で行っているので汚水処理原価の差が発生しています。

(会長)

委員の皆様の疑問点をだしていただいたのでよろしいでしょうか。最後に、事務局から何かありますか。

(経営課主幹)

次回、第2回目は10月27日に開催を予定しております。

(会長)

これをもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。